



〒933-0849

高岡市横田本町10-7 ダイキビル2F

TEL 0766(25)7722(H) FAX 0766(25)7723 http://kaji.zéi-mu.jp

(**睦月)** JANUARY $\it I$ 月

1日・元旦 9日・成人の日

	一月一	一火一	水一	一木一	金	-
1	2	3	4	<i>5</i>	6	7
8	9	<i>10</i>	11	<i>12</i>	<i>13</i>	<i>14</i>
<i>15</i>	<i>16</i>	17	<i>18</i>	<i>19</i>	<i>20</i>	<i>21</i>
<i>22</i>	<i>23</i>	24	<i>25</i>	<i>26</i>	27	<i>28</i>
<i>29</i>	<i>30</i>	31	•	•	•	•

ワンポイント 入湯税

正月ぐらい温泉にゆったりつかりたいと思っ ている方も多いでしょう。ところで、鉱泉浴場 所在の市町村が、鉱泉浴場の入湯客に対し課 税するのが「入湯税」です。税率は、入湯客1人 1日について150円。環境衛生施設や観光の振 興等の費用に当てられる目的税で、平成15年 度で252億円の税収にのぼっています。

1月の税務と労務

- 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- 税/報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- 税 / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付(納期の特例を 受けている事業所は7~12月分) 1月10日 上記の納期の特例適用者で、納期限の特例 に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月31日

国 税 / 5月決算法人の中間申告 1月31日

国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 1月31日

地方税/固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日 年二、五五六万人となり、高齢者日本の六五歳以上の高齢者が昨

世界最高の高齢者比率

についても簡単にまとめました。
入の実態と、地方分権と税の関係とともに、年初にあたり、国の収とともに、年初にあたり、国の収めできまざまな問題を抱えていまなどさまざまな問題を抱えていまなが国の高齢化は、現役世代の

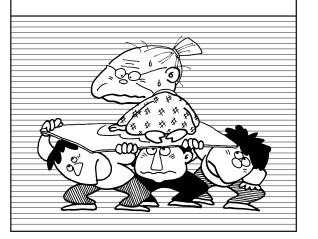
割合が初めて二〇%に

達

世

では解決できず、 (合計特殊出生率)は、平成十六年 国の女性一人が生む平均子供数そのうえ、少子化も進展し、わが が徐々に高まっています。 くなってくると、 るので、 代を支える世代間扶養となってい ています。 には、一・二九にまで下がってき 最高水準となっています (図表1)。 年金制度は、 図表2のように負担 現役世代が高 税金からの 社 会保険料の が重 負 龄 4

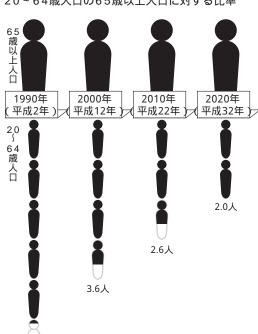
高齢化、 地方分権と税



図表 2

5.1人

20~64歳人口の65歳以上人口に対する比率



図表 1 主要国の高齢者の割合

主要国	高齢者の割合			
日本	20.0%	(05年9月)		
イタリア	19.2%	(04年1月)		
ドイツ	18.0%	(03年12月)		
フランス	16.2%	(05年1月)		
イギリス	16.0%	(03年6月)		

カッコ内は推計・調査時点

2 玉 の収入の

図表3)。 0 Ϊ́ξ 0 % 全体 家 ている状況 若干回 (三〇兆円) 財 政 の の 五三・ I復傾 主要な財 が 五 % 向 :続いていませ) 以上も公債に 続 にある 源 に るもののがである税 す ぎ ず、 す に

情に

応じた事業が自主

的

•

自

立

に

消費税の収入が増加してき 改善が見られるの Ιţ 法 て 人 い 税 る لح

消費税問題

3

を引き上 の 課税の比重が高いわが国で 外 高齢化に備え消費税の負担 国 一げることが検討されて Iと比べ て 直接税である は

〇 兆 プに しよ ンス けです。 ()(財 になりか 円なの うとすると、 現 の 状 場 が 政 の 均 で、 政 ねないことから、 五) 府 % 図表3でわ プライ ഗ に求められ を 消費税率で約 大幅な税 消費税 マリー かる て 率 で バラ よう 総 アッ 対応 い 合

> 4 位 体の改革

によって進められています。 わ 三位一体の改革とは、 方 ゆる三位 地 方自治促進の見地 体の改革が、 地 方 から、 の 政 府

責任を大幅に拡大するとい 与を廃止・ 分権を推進する観点 できるように、 の三つ 税源移譲 負担金の改 縮 を 減 体的に行うとい地方交付税の 革 Ų 地 方交付税 から、 地 方 方 への 玉 から の う 権 玉 L١ の 地 玉 地 限 の 庫 と関的実 改 方 方

補助

の

ものです。

譲

で

ば

な税源移譲を実現し、所得税から個人住民税 います。 り方を見直すことが検討 国から地方 地 方を通ずる個 、の税源 人所 移 あ 得 の わ 課 制 れ税 せ 度 0 て 的 7

玉

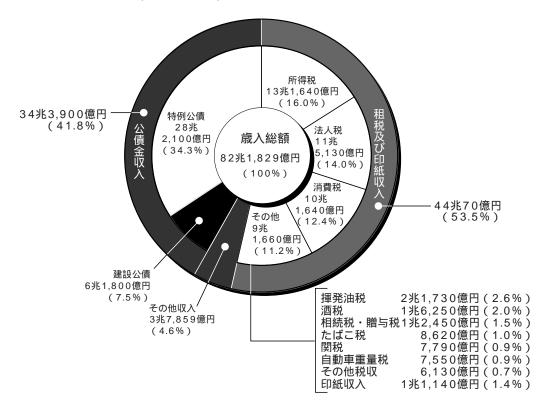
L١ あ

改正が必要 税額 税の 脱とあわ t これらに h 税率 表にも影響がでてきます。 が、 ŧ より、 廃 なためま が変更され 止 来年 (平成十九 され 所 だ確 る方針 得 ま 税、 定 す。 U 個 の 定 て 法 律 住 率 L١

ま

民

図表 3 国の収入(一般会計歳入)(平成17年度当初予算)



新年のご挨拶

h

h h

h

h



新年明けましておめでとうございます。

会社法が、この5月から施行される予定です。この法律のポイントは、有限会社の新設 が施行日以降認められなくなることと、最低資本金制度の撤廃です。 既存の有限会社は 株式会社とみなされる「特例有限会社」として存続できます。一方、既存の非公開の株 式会社にとっては、取締役の人数や監査役の設置、取締役・監査役の任期の面で影響が あります。

平成11年分から設けられた定率減税が本年分は半減されます。これに伴い、 新しい源 泉徴収税額表(月額・日額・賞与)が1月から適用されます。

注意したいのは、年金支給開始年齢である65歳までの雇用の確保を目的に、この4月 から施行される改正高年齢者雇用安定法です。現行法では定年は60歳を下回ってはなら ないとされていますが、改正法では65歳未満の定年を定めている事業主に対して、 年の引上げ、 継続雇用制度の導入、 定年の定めの廃止、のいずれかの措置が要求さ れています。ただし、この雇用確保措置をとらなければならない年齢は、いきなり65歳 ではなく段階的に引き上げられ、平成19年3月までは62歳とされています。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

Q

期首 つ の 在 庫には注意

۱ŋ

۱ŋ h

h

際のポイントを教えてください。 算方法を見直したいのですが、 績が落ち込み、多数の在庫を抱えて ます。消費税の仕入税額控除の計 従来より簡易課税制度の適用を 売業者ですが、ここ数年、 その な 業 販

受けています。

間に完結しています。

簡易課税制度を適用していた課税期

ントは、「 くする場合に注意すべきポー 期首の在庫は仕入税額控除 簡易課税から原則課税に変

当社は、 高級輸入家具の

1

消費税は、この売上に対して課税さ れますが、仕入れた商品の消費税は、 される可能性が高いと思われます。 いる場合は、 対象とならない」ということです。 ご質問のように多数在庫を抱えて その在庫は当期に販売

する必要があります。 だけでなく、 単に試算表を基にシミュレー トする 従って、変更を検討される際には、 在庫商品も含めて考慮

税金 メモ

税

方式を選択

た後

()

平成十六年中に父からの贈. 少額贈与相続時精算課題

与

でしょうか? が、どのように申告すればよい ○万円の基礎控除額が今までどお から八〇万円の贈与を受けました 使えますが、 母からの贈与については一一 父からの贈与につ ഗ

十七年中に父から一〇〇万円、 択し、適用を受けています。 について相続時精算課税制度を選

いては、 ければなりません。 ける選択後の贈与は、 精算課税制度を選択した親から受 に関らず、 すべて申告書を提出し すべての贈与につい つまり相続時 金額の多少 て

平成

母

申告が必要となります。 ないか注意が必要です。 名義変更など、 税法上の贈与行為を行なってい なお、 保険金の受取りや、 気づかないうち